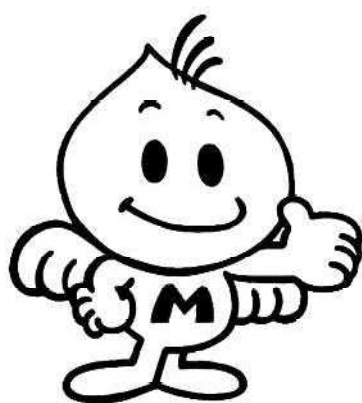


一般競争入札による普通財産 (土地) 売払実施説明書

(令和5年度)

三芳町イメージキャラクター



みらいくん



のぞみちゃん

三芳町施設マネジメント課 管財契約担当

〒354-8555

入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

(三芳町役場 本庁舎4階)

電話 049(258)0019

FAX 049(274)1055

はじめに

三芳町が所有する普通財産（土地）を一般競争入札により売り払います。

一般競争入札による売払いとは、一定の資格を有する不特定多数の方が入札の方法により競争し、三芳町があらかじめ定めた価格（以下「最低売却価格」という。）以上で最も高い価格を付けた方に購入していただく方法です。この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

売払物件は、現状有姿で越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとなります。

入札に参加される方は、この説明書及び現地等を熟知のうえ、申込手続きをされますようお願いいたします。

目 次

● 一般競争入札による普通財産（土地）売払いの流れ	4 ～ 5
● 一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書	6 ～ 16
1 売払物件	
2 入札参加の資格	
3 入札参加の申込方法	
4 現地説明会	
5 入札保証金の納付	
6 入札保証金の還付	
7 入札及び開札	
8 落札者の決定	
9 契約の条件	
10 契約の締結	
11 契約保証金の納付	
12 売払代金の支払方法	
13 所有権の移転等	
14 契約費用及び公租公課等	
15 留意事項	
16 問い合わせ先	
17 地方自治法施行令 167 条の 4（参考）	
18 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律条（参考）	
19 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条（参考）	
● 町有財産売買契約書	17 ～ 21
● 提出書類	22 ～ 34
1 一般競争入札参加申込書	
2 一般競争入札参加申込書（共有用）	
3 誓約書兼承諾書	
4 入札書	
5 委任状	
6 入札書封筒記入例	
● 物件調書	35～36
● 物件資料	37

一般競争入札による普通財産（土地）売払いの流れ

入札参加 申 込	<p>令和 5 年 10 月 30 日（月）～ 令和 5 年 11 月 16 日（木）</p> <p>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）</p> <p>三芳町役場 施設マネジメント課管財契約担当（三芳町庁舎 4 階）まで直接ご持参ください。</p> <p>※郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申込みはできません。</p>
-------------	---



入札保証金 の納付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和 5 年 11 月 17 日（木）午後 1 時まで ▪ 入札に参加するには入札保証金の納付が必要です。 ▪ 入札保証金の額は、申込者の入札金額の 100 分の 5 に相当する金額以上を納めていただきます。
--------------	--



入札受付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和 5 年 11 月 17 日（金）午後 2 時 30 分から午後 3 時まで ▪ 受付会場は三芳町役場 2 階 202 会議室です。 ▪ 入札保証金を納付した後に発行される預り書をご提示ください。 ▪ ※入札時間に遅れて来られた方は、入札に参加することができません。
------	--



入札・開札 落札者決定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和 5 年 11 月 17（金）午後 3 時から ▪ 入札・開札会場は三芳町役場 2 階 202 会議室で行います。 ▪ 入札締め切り後、直ちに開札し、落札者を決定します。 ▪ 落札価格が同額で複数の場合は、くじで落札者を決定します。
----------------	---



契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 落札決定の日から 30 日以内に売買契約を締結していただきます。 ▪ 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。 ▪ 契約保証金は 100 分の 10 に相当する金額以上を納めていただきます。 ▪ 契約保証金は、入札保証金から充当することができます。 ▪ 契約者がこの契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は三芳町に帰属します。
-------	--



売払代金 の納付	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 契約締結日から 30 日以内に売払代金を納付していただきます。 ▪ 契約保証金は売払代金の一部に充当します。 ▪ 売払代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は三芳町に帰属します。
-------------	--



所有権の 移転登記	<ul style="list-style-type: none">▪ 所有権移転登記の手続きは、売払代金の納入を確認した後、必要書類をもって権利移転手続き（不動産登記の嘱託）を行います。▪ 登記に必要な登録免許税等ほか、所有権移転などに伴う費用は、落札者の負担となります。
--------------	--

一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書

一般競争入札による普通財産（土地）の売払いについては、関係法令に定めるもののほか、この実施説明書によるものとします。

1 売払物件

売払う普通財産は、以下のとおりです。詳細については、「物件調書」をご覧ください。

物件番号	所在地	登記地目	登記地積(m ²)	実測地積(m ²)	売払予定価格(円)
1	入間郡三芳町藤久保 6198	宅地	76.57	76.57	7,722,760
2	入間郡三芳町藤久保 3847-42	宅地	48.67	48.67	4,466,482
3	入間郡三芳町藤久保 3847-39	宅地	33.75	33.75	2,702,220

2 入札参加の資格

一般競争入札に参加できる方は、個人及び法人を問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。また、代理人としても参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当する個人若しくは法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条による観察処分の決定を受けた団体及びその関係者
- (4) 市町村税の滞納がある者

3 入札参加の申込方法

申込方法は、所定の申込書に必要書類を添付し、三芳町役場施設マネジメント課管財契約担当へ持参により申込みしてください。

郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申込みはできません。

- (1) 申込の条件
 - (ア) 申込みに当たっては、1 物件に対して 1 世帯又は 1 社につき 1 申込みとします。
 - (イ) 1 物件に対し 2 名以上の共有名義による申込みができます。(一般競争入札参加申込書に連名してください。申込受付期間終了後、単独から共有に変更することはできません。)
 - (ウ) 落札後の売買契約及び所有権の移転登記は、一般競争入札参加申込者と異なる方とは行いません。

(2) 申込書類

	個人の場合	法人の場合
①	一般競争入札参加申込書	
②	印鑑登録証明書	印鑑証明書
③	住民票 (外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書)	登記全部事項証明書
④	誓約書兼承諾書	
⑤	住所地の納税証明書(未納税額がない証明書) ※非課税の場合は、その証明書	

※ 証明書類は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※ 複数の物件に申込みされる場合は、物件ごとに申込書類(原本)の提出が必要です。

※ 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 申込受付期間等

必要書類を揃えて、受付期間内に申込先に直接ご持参ください。

申込受付 期 間	令和5年10月30日(月)から令和5年11月16日(木)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)
申込受付 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時までの間は除く。)
申 込 先	三芳町役場 施設マネジメント課管財契約担当(三芳町庁舎4階)

(4) 申込みに当たっての留意事項

(ア) 申込書に必要事項を記入し、実印(印鑑登録のもの)を押印のうえ提出してください。

(イ) 共有名義で申込みされる場合は、共有者の中で代表者を1名選任し、その代表者を一般競争入札参加申込書の代表申込者欄に記入してください。この場合において、その代表者以外の方は、代表者に入札に関する一切の権限を委任していただくことになります。

(ウ) 入札参加申込みの変更又は取下げは、申込受付期間内に限り行うことができます。この場合、理由を記入した書面を提出してください。

(エ) 申込手続きの完了時に、受領印を押印した一般競争入札参加申込書の写しをお渡ししますので、必ず入札当日に持参してください。

4 現地説明会

- (1) 現地説明会は開催しません。
- (2) 売払物件は、現状での引渡しとなります。
- (3) 必ず事前に現地を確認し、関係機関に問い合わせ等の調査を行ってください。
- (4) 売払物件の地下埋設物及び地盤調査は行っていません。

5 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加する方は、三芳町が定めた期日に入札保証金として、入札しようとする金額の100分の5以上の額（千円未満切り上げ）を現金若しくは銀行振出小切手（支払い場所が三芳町内であるものに限る。）を三芳町会計課まで納付しなければなりません。
- (2) 入札保証金の納入に要する費用は、入札に参加する方の負担とします。
- (3) 入札保証金が納付されましたら、入札保証金預り書をお渡しします。
- (4) 複数の物件を入札される場合は、物件ごとに入札保証金を納付していただきます。

6 入札保証金の還付

落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時まで三芳町で保管しますが、落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に直ちに還付します。

- (1) 落札者以外の方は、入札受付時に発行した入札保証金預り証と引換えに還付します。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、売買契約を締結する際の契約保証金に充当することもできます。
- (3) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないとき（落札後、落札者が入札参加の資格がないと判明し、その入札が無効になったときを含む。）は、入札保証金は違約金として三芳町に帰属することとなります。
- (4) 入札保証金には利息を付しません。

7 入札及び開札

入札に参加する方は、申込者（共有名義の場合はその代表申込者）のみとします。

申込者が入札に参加できない場合は、申込者に代わって代理人が入札に参加することができます。この場合、入札参加受付時に委任状を提出してください。

- (1) 入札日時及び入札場所

入札日及び入札場所	入札受付時間	入札開始時間
令和5年11月17日（金） 三芳町役場 202 会議室	午後2時30分から 午後3時00分まで	午後3時00から

※ 入札は、物件番号1から行いますが、入札者がいない場合、順次繰り上げて入札を行います

ので、受付を済まされた方は、町担当者の指示する場所で入札開始時刻までお待ちください。
 ※ すべての入札が終了後、契約手続きの説明を行います。

(2) 入札当日に必要なもの

1	一般競争入札参加申込書の写し	入札参加申込時に受付印が押印されたもの
2	入札書	所定の入札書に必要事項を記入、押印し、封筒に入れて持参する
3	入札保証金	現金又は銀行振出小切手
4	委任状	代理人が入札される場合
5	印鑑	一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のもの 代理人が入札する場合は、委任状の「代理人使用印」と同一のもの
6	筆記用具	黒インクのもの
7	身分証明書	運転免許証等、入札者又は代理人であることが確認できるもの

(3) 入札参加受付

- (ア) 入札受付時間内に、参加申込時にお渡しした「一般競争入札参加申込書の写し（受領印が押印されたもの）」・「入札保証金預り証」を受付に提示してください。
- (イ) 入札受付時間に遅れて来られた方は、入札に参加することができません。
- (ウ) 代理人が入札に参加される場合は、入札参加受付時に委任状を提出してください。入札しようとする物件ごとに委任状が必要です。
- (エ) 1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(4) 入札書の提出等

- 所定の入札書に必要事項を記入し、押印のうえ封筒に入れて封印し、町担当者の指示に従い提出してください。
- (ア) 入札書に押印する印鑑は、入札者（申込者）は一般競争入札参加申込書の申込者印、代理人は委任状の代理人使用印と同一のものを使用してください。
 - (イ) 封筒には、入札者（申込者）の住所及び氏名（代理人の場合は代理人の住所及び氏名も併記）を表記してください。
 - (ウ) 入札書及び封筒の記入に当たっては、黒インクのボールペンを使用してください。
 - (エ) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札に出席しなかった方、または入札開始時刻に遅刻された方は、棄権とみなします。

- (ア) 入札参加の資格を有しない者がした入札
- (イ) 所定の入札書によらない入札
- (ウ) 入札金額が最低売却価格未満の額の入札
- (エ) 入札保証金を納付していない者、または所定の額に満たない者がした入札
- (オ) 入札書に入札者、または代理人の記名押印がない入札
- (カ) 代理人による入札で、委任状の提出がない入札
- (キ) 一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (ク) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (ケ) 入札者またはその代理人が同一物件の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- (コ) 入札者または代理人が他の入札者の代理人となつて行った入札
- (サ) 入札金額を訂正した入札、または入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において、訂正印の押印がない入札
- (シ) 入札金額、氏名その他の重要な文字が誤脱又は不明な入札
- (ス) 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具により記載した入札
- (セ) 郵送による入札
- (ソ) 入札に際して不正行為があつたと認められる入札
- (タ) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
- (チ) その他入札に関する条件に違反したとき。

(6) 開札

- (ア) 入札終了後、直ちに開札を行います。
- (イ) 入札参加者が開札に参加しない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議を申し立てることはできません。

(7) 入札の延期、中止

不正な行為等により入札の公正な競争が妨げられると認められるとき、又は災害そのやむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は中止をすることがあります。

8 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った方のうち、三芳町が定める売払予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札者となる同価格の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるく

じ引きによって落札者を決定します。くじを引かない者があるときは、入札に関係のない町職員にくじを引かせ決定します。この場合、異議を申し立てることはできません。

- (3) 入札の結果、落札者があるときはその落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を入札参加者に直ちに口頭で公表します。

9 契約の条件

売買契約に当たっては、次の条件を付します。

なお、契約内容については、「土地売買契約書」を参照してください。

(1) 用途制限

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定される風俗営業、同条第 5 項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供することはできません。

(ウ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供することはできません。

(エ) アからウまでの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(2) 違約金

上記の(1)の条件に違反した場合には、違反が判明した時点で、売買代金の 100 分の 30 の金額を違約金として支払っていただきます。

(3) 実地調査の協力

三芳町が用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、実地調査の実施若しくは報告又は資料の提出を求めた際には、協力していただきます。

10 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から 30 日以内に売買契約を締結していただきます。

(2) 落札者が正当な理由なく上記の(1)の期日までに売買契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。この場合において、お預かりした入札保証金はお返しできません。

(3) 売買契約の締結は、落札者名義の契約を締結します。また、共有名義で参加した場合は、共有者全員の名義での契約締結となります。

(4) 売買契約に要する収入印紙は、落札者の負担となります。

- (5) 売買契約締結の際には、一般競争入札参加申込書の申込者印（共有名義の場合は共有者全員の印）が必要です。また、売買契約に必要な収入印紙及び登記に必要な登録免許税ならびに所有権移転に必要な費用（不動産登記の嘱託に係る費用）についても併せてご持参ください。

11 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、契約締結時に落札金額の100分の10以上（千円未満切り上げ）の金額を契約保証金として納付して下さい。
- (2) この契約保証金は売払代金に充当します。
- (3) 契約保証金には利息が付しません。
- (4) 落札者が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は違約金として三芳町に帰属します。

12 売払代金の支払方法

- (1) 売払代金と契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）との差額を三芳町が発行する納入通知書により、契約締結時から30日以内に一括納付していただきます。
- (2) 落札者が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は三芳町に帰属することになります。

13 所有権の移転等

売払代金の全額納付が行われ、三芳町が確認したときに所有権の移転があったものとし、同時に売払物件を引渡ししたものとします。

- (1) 所有権移転登記に係る費用は全て落札者の負担となります
- (2) 売払代金の納入が確認された後、三芳町が所有権移転（不動産登記の嘱託）登記をします。
- (3) 売払物件は現状有姿で、越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとします。現地での引渡しは行いません。
- (4) 所有権移転登記が終了次第、落札者に登記識別情報通知を交付し、すべての手続きが終了します。

14 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙代
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用

- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用

15 留意事項

- (1) 一般競争入札に参加される方は、この要領及び町有財産売買契約書に記載された事項を熟知しておいてください。
- (2) 売払物件については、現状有姿で越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとなりますので、その状況を承知にうえ、申込みしてください。
- (3) 越境物に関する隣接所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて買受者において行っていただきます。
- (4) 建物を建築される際には、建築基準法又は三芳町の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関に確認してください。
- (5) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行例、三芳町契約規則、三芳町財務規則その他関係法令等の定めるところにより処理します。

16 問い合わせ先

一般競争入札による普通財産（土地）売払実施についての問い合わせは、下記までお願いします。

三芳町役場 施設マネジメント課 管財契約担当

電話 049 (258) 0019 (内線 452)

FAX 049 (274) 1055

Mail kanzai@town.saitama-miyoshi.lg.jp

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成三年五月十五日法律第七十七号)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

(平成十一年十二月七日法律第四百七十七号)

(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

町有財産売買契約書

売出人 三芳町（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、町有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、甲の所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	区分	地目	地積 (㎡)

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 _____円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約と同時に契約保証金として 金 _____円 を甲に納付しなければならない。（売買代金の10/100以上の金額 千円未満切り捨て）

- 前項の契約保証金は、第18条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 甲は、乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金を甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた額を契約締結後30日以内に甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

- 乙は、前項に定める支払期限までに売買代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

（売買対象面積）

第6条 本契約の売買面積は、公簿面積によるものとし、これと実測面積とが相違する場合にも、甲及び乙は面積の増減による代金の増額又は減額は互に請求しない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(所有権の移転登記)

第8条 乙は、売買物件の所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、速やかに所有権移転登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合において、所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第9条 甲は第7条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、現状のまま引き渡すものとする。

2 乙は、売買土地の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しまでにおいて、売買物件が甲の責に帰することができない事由により滅失し、又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(担保責任)

第11条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(公租公課)

第12条 第7条に規定する所有権移転後の原因による売買物件の公租公課その他の費用は、すべて乙の負担とする。

(用途の制限等)

第13条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託者営業その他に類する用に供しないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動

のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供してはならない。

- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供してはならない。

（用途制限の承継義務）

- 第14条 乙は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前条に定める義務を書面によって承継させなければならないが、当該第三者に対して前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- 2 乙は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
 - 3 第2項における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、乙が負わなければならない。

（実地調査等）

- 第15条 甲は、前条に規定する義務の履行状況を確認するために必要と認めるときは、随時実地に調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み若しくは妨げ又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

- 第16条 乙は、第12条の規定に違反したときは、売買代金の100分の30の金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、第20条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

- 第17条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（返還金等）

- 第18条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、この契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
 - 3 甲は、この契約を解除したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

- 第19条 乙は、甲が第16条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日ま

でに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のままで返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条第2項若しくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(相隣関係)

第22条 乙は、売買物件の引渡し以降においては、売買物件を十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行等に必要となる費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に規定する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人 甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1 1 0 0番地1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

買受人 乙 住所
氏名

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 三芳町長

申込者 住所
(所在地)
ふりがな
氏名
(法人及び代表者氏名)
電話番号

印

三芳町が実施する普通財産売払いに係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書等を確認の上、必要書類を添えて申し込みます。

1 入札物件

物件 番号	所在地	登記地目	登記地積	実測地積

[添付書類]

- ・ 申込者の住民票（外国人登録原票記載事項証明書）、法人の場合は登記事項証明書
- ・ 申込者の印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書
- ・ 誓約書
- ・ 納税証明書（未納税額がない事を証明する書類）

[注意事項]

- ・ 印鑑は実印を押印してください。
- ・ 証明書類は発行後3箇月以内のものを添付してください。
- ・ 申込物件ごとに申込書及び添付書類（原本）の提出が必要となります。

※ 申込みされた場合は、受付印を押したこの申込書の写しを受付済書としてお渡ししますので、入札時にご持参ください。

受付印

記入例

一般競争入札参加申込書

令和5年×月××日

(あて先) 三芳町長

申込者	住所 (所在地)	入間郡三芳町大字藤久保〇〇〇〇番地
	ふりがな	みよし たろう
	氏名	三芳 太郎
	(法人及び代表者氏名)	
	電話番号	049-258-××××

三芳町が実施する普通財産売払いに係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書等を確認の上、必要書類を添えて申し込みます。

1 入札物件

物件番号	所在地	登記地目	登記地積	実測地積
1	入間郡三芳町大字藤久保 6198	宅地	76.57 m ²	76.57 m ²

[添付書類]

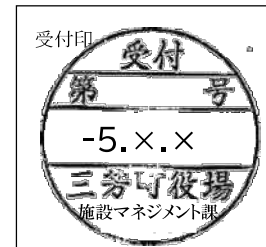
- ・ 申込者の住民票（外国人登録原票記載事項証明書）、法人の場合は登記事項証明書
- ・ 申込者の印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書
- ・ 誓約書
- ・ 納税証明書（未納税額がない事を証明する書類）

売払実施説明書 P6
「1 売払物件」をご
参照ください。

[注意事項]

- ・ 印鑑は実印を押印してください。
- ・ 証明書類は発行後3箇月以内のものを添付してください。
- ・ 申込物件ごとに申込書及び添付書類（原本）の提出が必要となります。

※ 申込みされた場合は、受付印を押したこの申込書の写しを受付済書としてお渡ししますので、入札時にご持参ください。



一般競争入札参加申込書（共有申込）

令和 年 月 日

（あて先）三芳町長

代表申込者 住 所
(所在地)
ふりがな
氏 名
(法人及び代表者氏名)
電話番号

印

共有申込者 住 所
(所在地)
ふりがな
氏 名
(法人及び代表者氏名)
電話番号

印

三芳町が実施する普通財産売払いに係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書等を確認の上、必要書類を添えて申し込みます。

1 入札物件

物件 番号	所 在 地	登記地目	登記地積	実測地積

[添付書類] ※代表申込者および共有申込者の各々の添付書類が必要となります。

- ・住民票（外国人登録原票記載事項証明書）、法人の場合は登記事項証明書
- ・印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書
- ・誓約書
- ・納税証明書（未納税額がない事を証明する書類）

[注意事項]

- ・印鑑は実印を押印してください。
- ・証明書類は発行後3箇月以内のものを添付してください。
- ・申込物件ごとに申込書及び添付書類（原本）の提出が必要となります。

※ 申込みされた場合は、受付印を押したこの申込書の写しを受付済書としてお渡ししますので、入札時にご持参ください。

受付印

記入例

一般競争入札参加申込書（共有申込）

令和5年×月××日

（あて先）三芳町長

代表申込者	住所 (所在地)	三芳町大字藤久保 1100 番地
	ふりがな	みよし たろう
	氏名	三芳 太郎 印
	(法人及び代表者氏名)	
	電話番号	049-258-××××
共有申込者	住所 (所在地)	三芳町大字藤久保 1100 番地
	ふりがな	みよし はなこ
	氏名	三芳 花子 印
	(法人及び代表者氏名)	
	電話番号	049-258-××××

三芳町が実施する普通財産売払いに係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書等を確認の上、必要書類を添えて申し込みます。

1 入札物件

物件 番号	所在地	登記地目	登記地積	実測地積
1	入間郡三芳町大字藤久保 6198	宅地	76.57 m ²	76.57 m ²

[添付書類] ※代表申込者および共有申込者の各々の添付書類が必要となります。

- ・住民票（外国人登録原票記載事項証明書）、法人の場合は登記事項証明書
- ・印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書
- ・誓約書
- ・納税証明書（未納税額がない事を証明する書類）

[注意事項]

- ・印鑑は実印を押印してください。
- ・証明書類は発行後3箇月以内のものを添付してください。
- ・申込物件ごとに申込書及び添付書類（原本）の提出が必要となります。

※ 申込みされた場合は、受付印を押したこの申込書の写しを受付済書としてお渡ししますので、入札時にご持参ください。

売払実施説明書 P6
「1 売払物件」をご参照ください。



誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 三芳町長

申込者 住所

氏名 ㊞

※共有者申込みの場合は全員分を記名押印してください。

私は、町有財産一般競争入札の参加資格等に関する資格審査を受けるにあたり、下記の事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に違反する場合、参加資格の取消しや契約解除等、貴町が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

また、誓約内容確認のため、貴町が必要に応じ関係官庁及び税務関係当局に調査及び照会することを承諾します。

記

1 私は、以下について誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項に規定する者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 当該物件を暴力団の事務所、その他公の秩序または善良な風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- (4) 民事再生法に基づく再生の申し立てをしている者
- (5) 市町村県民税を滞納している者
- (6) 上記に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

2 前項(1)から(3)に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。

[注意事項] 印鑑は一般競争入札参加申込書の申込者員と同一のものを使用してください。

共有申込者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

共有申込者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

共有申込者 住 所 _____
氏 名 _____ 印


記入例

誓約書兼承諾書

令和5年11月××日

(あて先) 三芳町長

一般競争入札参加申込書に押印されたものと同じの印鑑をご使用ください

申込者	住所	三芳町大字藤久保 1100 番地
氏名	みよし たろう 三芳 太郎	

※共有者申込みの場合は全員分を記名押印してください。

私は、町有財産一般競争入札の参加資格等に関する資格審査を受けるにあたり、下記の事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に違反する場合、参加資格の取消しや契約解除等、貴町が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

また、誓約内容確認のため、貴町が必要に応じ関係官庁及び税務関係当局に調査及び照会することを承諾します。

記


1 私は、以下について誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項に規定する者および同条第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 当該物件を暴力団の事務所、その他公の秩序または善良な風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- (4) 民事再生法に基づく再生の申し立てをしている者
- (5) 市町村県民税を滞納している者
- (6) 上記に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

2 前項(1)から(3)に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。

[注意事項] 印鑑は一般競争入札参加申込書の申込者員と同一のものを使用してください。

共有申込者 住 所 三芳町大字藤久保 1100 番地

氏 名 みよし はなこ 三芳 花子  印

一般競争入札参加申込書に押印されたものと
同一の印鑑をご使用ください

共有申込者 住 所

氏 名 印

共有申込者 住 所

氏 名 印

入 札 書

1 入札物件

物件番号	所在地

2 入札金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

一般競争入札による普通財産売払実施説明書、町有財産売買契約書及び売買物件の現状を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

(あて先) 三芳町長

入札者 住所
(所在地)
氏名
(法人及び代表者氏名)

㊞

代理人 住所
(所在地)
氏名
(法人及び代表者氏名)

㊞

[注意事項]

- 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 入札書の印鑑は一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のものを使用してください。
- 代理人が入札する場合は、入札者（申込者）の住所、氏名（印は不要）、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
- 入札金額は、算用数字（0.1.2.3…）で1枠ずつにはっきりと記載し、数字の前に「¥」マークを記載してください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで記入してください。
- 入札保証金の金額が入札金額の100分の5以上でない場合は、この入札書は無効になります。

記入例

入札書

売払実施説明書 P6
「1 売払物件」をご参照
ください。

1 入札物件

物件番号	所在地
1	入間郡三芳町大字藤久保字北松原元上南畑分 6198

2 入札金額

数字の先頭に「¥」マークを
記入してください

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額	¥	1	0	9	0	0	0	0	0

一般競争入札による普通財産売払実施説明書、町有財産売買契約書及び売買物件の現状を承知のうえ、入札します。

令和5年11月××日

(あて先) 三芳町長

入札者 住所(所在地) **三芳町大字藤久保 1100 番地**
氏名 **三芳 太郎**
(法人及び代表者氏名)



代理人 住所(所在地) **三芳町大字藤久保×××番地**
氏名 **埼玉 一郎**
(法人及び代表者氏名)



委任状に押印したものと同一
のものを使用してください

[注意事項]

- 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 入札書の印鑑は一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のものを使用してください。
- 代理人が入札する場合は、入札者（申込者）の住所、氏名（印は不要）、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
- 入札金額は、算用数字（0.1.2.3...）で1枠ずつにはっきりと記載し、数字の前に「¥」マークを記載してください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで記入してください。
- 入札保証金の金額が入札金額の100分の5以上でない場合は、この入札書は無効になります。

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日執行の下記物件の売払いに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	所在地
	三芳町

令和 年 月 日

(あて先) 三芳町長

申込者 住所
(委任者) (所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

印
(実印)

代理人 住所
(受任者) (所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

代理人使用印

[注意事項]

- 委任状は、入札当日受付時に提出してください。
- 委任状に記載した代理人（受任者）の住所、氏名及び印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。

記入例

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、令和5年11月17日執行の下記物件の売払いに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

売払実施説明書 P6
「1 売払物件」をご参照ください。

記

入札・開札日を記入してください

物件番号	所在地
1	入間郡三芳町大字藤久保字北松原元上南畑分 6198 番

令和5年11月××日

(あて先) 三芳町長

申込者 住所
(委任者) (所在地)

三芳町大字藤久保 1100 番地

氏名
(法人名及び代表者名)

三芳 太郎



入札参加申込書に押印したものと同一のものを使用してください

代理人 住所
(受任者) (所在地)

三芳町大字藤久保 × × × 番地

氏名
(法人名及び代表者名)

埼玉 一郎



[注意事項]

- 委任状は、入札当日受付時に提出してください。
- 委任状に記載した代理人（受任者）の住所、氏名及び印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。

記入例

入札書封筒 記入例

オモテ面

入札書在中	
物件番号	1
所在地	入間郡三芳町大字藤久保字北松原元上南畑分 6198 番
令和 5 年 11 月 17 日	
住所	入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地
氏名	三芳 太郎

売払実施説明書 P6
「1 売払物件」をご参照ください。

オモテ面（代理人が入札する場合）

入札書在中	
物件番号	1
所在地	入間郡三芳町大字藤久保字北松原元上南畑分 6198 番
令和 5 年 11 月 17 日	
入札者	住所 入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地
	氏名 三芳 太郎
代理人	住所 入間郡三芳町大字藤久保 × × × 番地
	氏名 埼玉 一郎

売払実施説明書 P6
「1 売払物件」をご参照ください。

ウラ

印	印	印
一般競争入札参加申込書に押印した申請者印、代理人が入札する場合は代理人使用印で封印してください。		

[注意事項]

- ・封筒は、しっかりと糊付けし、一般競争入札参加申込書の申請者印、代理人が入札場合は代理人使用印で封印をしてください。
- ・入札物件ごとに封印してください。
- ・封筒のサイズは標準規格長形3号を使用してください。
- ・代理人が入札する場合は、入札者の住所、氏名も記入してください。
- ・縦書き可とします。

物 件 調 書

所在地	入間郡三芳町大字藤久保字北松原元上南畑分 6198 番				
実測面積	76.57 m ²	地目	宅地	現況	更地
建 物	建物の構造	_____			
	竣工	_____			
	用途	_____			
	延床面積	_____			
	現況	_____			
接面道路の幅員及び構造	北側	幅員約 9m 舗装 町道幹線 16 号線に接道			
	東側	幅員約 6m 舗装 町道藤久保 266 号線に接道			
接道道路の説明	道路法及び建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号の道路に接道				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無			
	負担の内容	_____			
法 令 に 基 づ く 制 限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種低層住居専用地域			
	指定建ぺい率	50%			
	指定容積率	80%			
	建築後退の有無	なし			
	防火地域等	22 条区域			
	その他の制限	日影規制：軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 階以上の建築物／水平面から 1.5m 高 5m ≤ 10m / 3 時間以上・10m 超 / 2 時間以上 絶対高さ制限 10m 三芳町都市計画課 都市計画・開発建築担当 049-258-0019			
供給処理施設の状況	供給施設名	引 込 状 況			
	電 気	敷地内引込無し 東京電力㈱カスタマーサービスセンター 0120-995441			
	上 水 道	敷地内引込無し / 加入金権利無し / 三芳町上下水道課 水道施設担当 049-274-1014			
	下 水 道	敷地内引込無し 三芳町上下水道課 下水道業務担当 049-274-1014			
	都 市 ガ ス	敷地内引込無し 大東ガス㈱ 049-259-1111			
交通機関（現地まで）	東武東上線鶴瀬駅：1,850m ライフバス 藤久保第 6 区集会所バス停：直線距離 100m				
学 区	小 学 校	三芳町立藤久保小学校 距離 650m			
	中 学 校	三芳町立藤久保中学校 距離 1850m			
備 考 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況での売却になります。 ・ 建物解体された土地を道路拡幅事業のため用地取得、整備した残地を売払いします。 ・ 地盤調査、地下埋設調査は行っておりません。 ・ 土地の区画形質の変更を伴う開発行為を行う場合は開発許可が必要となります。制限などの詳細については事前に都市計画・開発建築担当へお問い合わせください。 ・ この物件調書は令和 5 年 10 月 1 日現在のものです。 				

物 件 調 書

所在地	入間郡三芳町大字藤久保字富士塚元上南畑分 3847 番 42				
実測面積	48.67 m ²	地目	宅地	現況	更地
建 物	建物の構造	_____			
	竣工	_____			
	用途	_____			
	延床面積	_____			
	現況	_____			
接面道路の幅員及び構造	南側	幅員約 4m 舗装 町道藤久保 39 号線に接道			
	東側	幅員約 19m 舗装 町道幹線 7 号線に接道			
接道道路の説明	道路法及び建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号の道路に接道				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無			
	負担の内容	_____			
法 令 に 基 づ く 制 限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	指定建ぺい率	60%			
	指定容積率	200%			
	建築後退の有無	なし			
	防火地域等	22 条区域			
	その他の制限	日影規制：高さ 10m を超える建築／水平面から 4m 高 5m ≤ 10m / 4 時間以上・10m 超 / 2.5 時間以上 高度地区 25m 三芳町都市計画課 都市計画・開発建築担当 049-258-0019			
供給処理施設の状況	供給施設名	引 込 状 況			
	電 気	敷地内引込無し 東京電力顧客サービスセンター 0120-995441			
	上 水 道	敷地内引込無し / 加入金権利無し / 三芳町上下道課 水道施設担当 049-274-1014			
	下 水 道	敷地内引込無し 受益者負担金納付済み 三芳町上下水道課 下水道業務担当 049-274-1014			
	都 市 ガ ス	敷地内引込無し 大東ガス㈱ 049-259-1111			
交通機関（現地まで）	東武東上線鶴瀬駅：1,600m ライフバス 第 2 集会所バス停：直線距離 170m				
学 区	小 学 校	三芳町立藤久保小学校 距離 420m			
	中 学 校	三芳町立藤久保中学校 距離 1,850m			
備 考 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・現況での売却になります。 ・建物解体された土地を道路拡幅事業のため用地取得、整備した残地を売払います。 ・地盤調査、地下埋設調査は行っておりません。 ・土地の区画形質の変更を伴う開発行為を行う場合は開発許可が必要となります。制限などの詳細については事前に都市計画・開発建築担当へお問い合わせください。 ・この物件調書は令和 5 年 10 月 1 日現在のものです。 				

物 件 調 書

所在地	入間郡三芳町大字藤久保字富士塚元上南畑分 3847 番 39				
実測面積	33.75 m ²	地目	宅地	現況	更地
建 物	建物の構造	_____			
	竣工	_____			
	用途	_____			
	延床面積	_____			
	現況	_____			
接面道路の幅員及び構造	南側	幅員約 4m 舗装 町道藤久保 39 号線に接道			
	東側	幅員約 19m 舗装 町道幹線 7 号線に接道			
接道道路の説明	道路法及び建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号の道路に接道				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無			
	負担の内容	_____			
法 令 に 基 づ く 制 限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	指定建ぺい率	60%			
	指定容積率	200%			
	建築後退の有無	なし			
	防火地域等	22 条区域			
	その他の制限	日影規制：高さ 10m を超える建築／水平面から 4m 高 5m ≤ 10m / 4 時間以上・10m 超 / 2.5 時間以上 高度地区 25m 三芳町都市計画課 都市計画・開発建築担当 049-258-0019			
供給処理施設の状況	供給施設名	引 込 状 況			
	電 気	敷地内引込無し 東京電力顧客サービスセンター 0120-995441			
	上 水 道	敷地内引込無し / 加入金権利無し / 三芳町上下道課 水道施設担当 049-274-1014			
	下 水 道	敷地内引込無し 受益者負担金納付済み 三芳町上下水道課 下水道業務担当 049-274-1014			
	都 市 ガ ス	敷地内引込無し 大東ガス㈱ 049-259-1111			
交通機関（現地まで）	東武東上線鶴瀬駅：1,600m ライフバス 第 2 集会所バス停：直線距離 170m				
学 区	小 学 校	三芳町立藤久保小学校 距離 420m			
	中 学 校	三芳町立藤久保中学校 距離 1,850m			
備 考 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況での売却になります。 ・ 建物解体された土地を道路拡幅事業のため用地取得、整備した残地を売払います。 ・ 地盤調査、地下埋設調査は行っていません。 ・ 土地の区画形質の変更を伴う開発行為を行う場合は開発許可が必要となります。制限などの詳細については事前に都市計画・開発建築担当へお問い合わせください。 ・ この物件調書は令和 5 年 10 月 1 日現在のものです。 				



1 / 1,000



<お問い合わせ>

三芳町役場施設マネジメント課
管財契約担当

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話 049-258-0019 (代表)